

十勝圏複合事務組合くりりんセンター余剰電力売却契約書（案）

十勝圏複合事務組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲のくりりんセンター発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する余剰電力の売却について、次のとおり契約を締結する。

（余剰電力の供給）

第1条 甲は、次の発電設備における発生電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力に余剰がある場合、その電力（以下「余剰電力」という。）を乙に全量供給する。

(1) 供給場所 帯広市西24条北4丁目1番地5 くりりんセンター

(2) 発電設備 廃棄物の焼却施設

出力：蒸気タービン発電機 7,000kW

ガスタービン発電機 1,600kW

(3) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 60,000V

ウ 計量電圧（標準電圧） 60,000V

エ 標準周波数 50Hz

(4) 供給地点

北海道電力株式会社の北芽室1号線第34号鉄塔より引き込みの甲所有のくりりんセンター敷地内66kV開閉所に施設した甲の受電用断路器送電側端子

(5) 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

供給地点に同じ

（契約金額）

第2条 電力料金単価は、1kWhあたり〇〇円〇〇銭（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円〇〇銭）とする。

2 本契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の電力料金単価に係る消費税および地方消費税の額については改正後の税率によるものとする。

（売却期間）

第3条 売却期間は、令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時までとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に予定売却電力量に契約単価を乗じて得た総額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。ただし、帯広市契約規則第29条（準用）の規定に該当する場合は、契約保証金納付を免除することができる。

(売却電力量の増減)

第5条 甲は、余剰電力を契約書記載の売却期間中、乙に全量売却するものとする。

- 2 売却期間中における余剰電力量が、予定する売却電力量に比べて増減がある場合でも、甲は乙にその余剰電力を全量売却するものとし、契約単価についても変更を行わないものとする。なお、契約単価にはインバランス料金が含まれているものとし、別途インバランスに係る精算は発生しないものとする。

(余剰電力供給上の協力)

第6条 甲及び乙は、この契約に係る電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

- 2 甲は、乙の要求に基づき余剰電力供給計画を乙に提供するものとする。
- 3 余剰電力が供給計画と著しくかけ離れる事態が生じた場合または生じる恐れがある場合は、甲は乙に対し速やかに通知するものとする。なお、甲は余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。
- 4 甲は余剰電力の安定に努力するものとする。

(小売電気事業者登録)

第7条 乙は契約期間において、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けているものとする。

(接続供給契約)

第8条 余剰電力の供給のために、別途乙と北海道電力株式会社の接続供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で北海道電力株式会社と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

- 2 甲は発電者として接続供給契約を遵守する。
- 3 甲は、乙が接続供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。
- 4 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担するものとする。

(通信設備等の設置)

第9条 取引用電力量計及びその付属装置の設置に必要な費用は乙の負担とする。また、取引用電力量計とは別に、乙独自の計量装置、通信設備その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する場合は、甲の承諾の下、乙の財産として乙の負担で設置する。

- 2 通信設備等の設置場所は、甲乙協議して場所を選定し甲が提供するものとする。
- 3 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(余剰電力供給の中止または制限)

第10条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の供給を中止または制限できるものとする。

- (1) 甲が北海道電力株式会社の電気工作物の事故または工事、点検、補修により電力を供給

できない場合。

(2) 甲の施設の事故または運営上の都合による場合。

(3) その他保安上の必要がある場合。

2 乙は、北海道電力株式会社の電気工作物の事故または工事、点検、補修により電力を買い入れできない場合、余剰電力の買い入れを中止することができる。

(出力抑制)

第11条 甲は、乙より電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針（以下、「送配電等業務指針」という。）第174条による出力抑制の要請があった場合、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約、その他制約により、出力の抑制が困難である場合を除き、下げ調整力の効果が高いと認められる場合には出力の抑制を行うものとする。なお、甲の発電設備の出力抑制の困難性、下げ調整力の効果等の確認については、甲乙別途協議のうえ、決定するものとする。

(余剰電力量の計量及び検針)

第12条 電力の売却に対する代金（以下「電力料金」という。）の算定に必要な余剰電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力量計（北海道電力株式会社財産）により行うものとする。

2 毎月の余剰電力量の計量期間は、毎月の1日0時から末日24時までの期間とする。

3 電力量の検針は、供給者が第1項の電力量計で、計量期間の翌月1日に計量し、その結果を受給者に速やかに通知するものとし、受給者はその内容を速やかに確認する。

4 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の余剰電力量についてその都度、甲乙協議して決定するものとする。

(電力料金の算定及び支払い方法等)

第13条 乙が甲に毎月支払う電力料金は、前条で計量された余剰電力量に契約単価を乗じて得た額（単位は1円とし、その端数は切り捨てる。）とする。

2 甲は、前項により算定された電力料金を請求書（納入通知書）により検針日の属する月の10日までに乙に請求し、乙は同月末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日（以下「支払期限」という。））に支払うものとする。

3 乙は、前項に規定する支払期限までに代金を納入できない場合には、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日につき、未払い額について契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合と同率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 当該電力料金の支払場所は、甲の指定した金融機関とする。

(系統連系受電契約)

第14条 乙は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結するものとする。

- 2 甲は、新たに系統連系受電契約を締結または既に締結している系統連系受電契約を変更する場合は乙に申し出るものとし、乙は甲から申し出があった場合は、発電量調整供給契約の変更を一般送配電事業者へ申し出るものとする。
- 3 一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、乙は発電量調整供給契約の変更を承諾するものとする。
- 4 甲は、系統連系受電契約が消滅した後に接続された電気について一般送配電事業者が無償で受電することに承諾するものとする。

(系統連系受電サービス料金)

第15条 乙は、一般送配電事業者との間に、代理回収業務委託契約を締結しているので、系統連系受電サービス料金（以下、発電側課金）を、甲が乙を通じて支払うものとする。

- 2 甲は、発電側課金についてはそのつど、甲から乙に支払いただき、そのつど、乙から一般送配電事業者を支払う。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により甲から一般送配電事業者を支払うこととする。
 - (1) 甲が料金を支払期日までに乙に支払わなかった場合
 - (2) 乙から甲へ支払われる電力料金と料金が相殺不可となった場合に、乙と甲および乙と一般送配電事業者の間で合意がなされたとき
 - (3) その他、一般送配電事業者が必要と認めた場合
- 3 乙は、発電側課金、延滞利息および契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者に引き渡す業務を一般送配電事業者があらかじめ定める支払期日まで無償で受託するものとする。
- 4 発電側課金については、乙から甲へ支払われる毎月の電力量料金と相殺するものとする。ただし、発電側課金が電力量料金を上回り相殺できない場合は、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により甲から一般送配電事業者を支払うこととする。

(損害賠償の負担)

- 第16条 乙は、自己の責による余剰電力供給の停止等により甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。ただし、第10条に定める場合を除く。
- 2 第三者の行為により余剰電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。
 - 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(解除等)

- 第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が帯広市契約規則第34条各号（準用）に該当するとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反したとき、又はその違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。
 - (4) 乙が第3項の規定による理由によらないで、契約解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 3 乙は、甲が契約に違反し、この契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18条 前条第1項の規定により契約を解除した場合においては、乙は、当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定売却電力量に、契約単価を乗じて計算した総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、この契約の履行に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(談合行為に対する措置)

第19条 乙は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、予定売却電力量に契約単価を乗じて計算した総額の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第20条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第21条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、または公表してはならない。この契約の終了後または契約解除後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めるもののほか、乙は帯広市契約規則（準用）及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保管する。

令和6年 月 日

甲 北海道帯広市西24条北4丁目1番地5
十勝圏複合事務組合
組合長 米沢 則寿

乙